

2022（R4）年12月27日

環境省 福島地方環境事務所
所長 関谷 毅史 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

第10回環境省説明会ではお世話になりありがとうございました。

説明会での会員からの質問・意見・指摘・要望等（事後含む）並びに貴省からの口頭回答につきましては、下記の通りです。

お手数をおかけ致しますが、各質問番号（再質問等含む）につきまして、貴省口頭回答との整合性、斉一性のある具体的且つ簡潔な回答書の早期提出をお願い申し上げます。

これに対する【環境省文書回答】2023（R5）年3月10日付け「簡易書留で3月11日届く」
30年中間貯蔵施設地権者会 様

環境省

2022年12月27日付け貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」に対する回答について

（注記：以下環境省文書回答は各質問・意見等の後に【文書回答】として転記・末頁に一括転記）
記

【環境省服部課長挨拶】

進捗状況などを説明し質問を受ける。本事業で福島の復興を図るので理解と協力をお願いする。

【地権者会門馬会長挨拶】

○環境省に本日開催のお礼を申し上げます。これは土居健太郎元所長が門馬幸治前会長に平成29年7月3日と7日付公印文書で、3か月に一回程度「状況に応じて半年に1回程度に見直し」と当会員に説明することを約束したものです。また同文書には福一原発内の物は搬入しませんとも記載しております。これは土居元所長が当地権者会は当初から中間貯蔵に反対していない賛意を示している・だからルールを守れと言っている事を正しく理解して頂いた結果です。

当会は今後も大熊町、双葉町の真の復興を目指し、ルールと事実を時間軸で捉えた取り組みを継続して進めていきます。

○中間貯蔵は最長でも2015年3月13日から2045年3月12日迄の事業です。

既に、7年8カ月経過しあと22年と4カ月。しかし、事業終了に向けた具体的な県外最終処分場選定への取り組みはまだです。最終処分場選定に必要な具体的な搬出量を示し工程表を早く出してほしい。福島県内堀知事、大熊町吉田町長、双葉町伊澤町長が継続して要望を提出しております。しかし環境省は動かない。当地権者会は平成26年12月の設立時から当時の望月環境大臣から歴代の環境大臣に対して同様の要望書を継続して提出しております。

後ほど西村環境大臣宛の要望書を提出させていただきます。

○用地補償については国内の統一ルールである損失補償基準要綱適用への見直しを継続して申し入れております。

○昨年3月専門家同席の団体交渉の要望書を小泉元環境大臣宛てに提出した処、同大臣決裁で、団体交渉の打ち切りを、一方的に電話で事実と反する内容で通告してきました。

まったく地域・地権者に寄り添っていないこのやり方には怒りを感じます。
今後も当地権者会は環境省に対して法律・要綱のルール等の根拠と事実を示して、一貫性・論理的な説明と用地補償を含めた団体交渉を求めています。

以上、環境省は逃げてはいけません。本日は宜しく願います。

【西村環境大臣宛て要望書提出】 門馬会長から服部課長に読み上げて手渡す。

2022(令和4)年11月21日

環境大臣 西村 明宏 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

要 望 書

当地権者会は平成26年12月17日設立時から現在まで中間貯蔵施設事業に賛意を示しております。そのうえで、国・貴省が法律と福島県民に約束した2045年3月12日までの事業終了に向けた絶対条件である福島県外最終処分場選定への早期取り組みをはじめ、安全や用地交渉の改善、地上権契約書の見直し、更には貴省独自の地上権価格から憲法 29 条 3 項の正当な補償を体現した土地収用法と斉一化を図っている損失補償基準要綱19条地代補償への見直し等を求めてまいりました。

しかし昨年3月に団体交渉に弁護士等の同席を求めた要望書に対する同年4月の貴省回答は電話回答で内容も常識外の一方的な団体交渉の打ち切り通告でした。

従いまして下記のとおり要望事項の実施をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 国・環境省による福島県外最終処分場選定の早期取り組み
- 2 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱19条の地代補償への見直し
- 3 当地権者会との用地補償を含めた団体交渉の早期再開 以 上

【各所要時間】

【一部環境省説明・説明者服部課長】	開始11:45	終了31:00	「19:15」
【会員からの質問意見等と口頭回答】	開始31:00	終了52:51	「21:51」
《喚起休憩》	開始53:00	終了58:13	「5:13」
【二部環境省説明・説明者服部課長】	開始58:50	終了1:27:00	「28:10」合計「47:25」
【会員からの質問意見等と口頭回答】	開始1:27:20	終了2:09:22	「42:02」合計「61:17」

第10回中間貯蔵施設に関する環境省による当会会員に対する説明会「質問・意見・指摘・要望等」

『*時間記録は当会 IC 録音等の記録で表示(以下同じ)「*」小文字と()書きは追加補足』

環境省回答者の私達・私共の発言は環境省として置き換えて記載・丁寧語省略など発言者の趣旨を整理記載
繰り返しの言葉や話の前後が不自然なものなどは、できるだけ整理して分かりやすく記載

1. 西村環境大臣宛て提出要望書は西村環境大臣に見て頂いた理解でよいか
提出要望書に対する西村環境大臣の回答はどのような内容であったか。

【文書回答】

- 1 西村大臣宛てに頂いた要望書について、西村大臣からは、「環境省の取組について御理解いただけるよう、丁寧に説明を行うように」との回答をいただいています。
2. 中野調整官(中間貯蔵用地担当)の欠席理由の説明がなかったが、今まで必ず出席していた中間貯蔵用地担当調整官が欠席したのはいかなる理由であるのか。

【文書回答】

- 2 本説明会は、平成29年7月合意の事業に関する説明会になります。用地担当調整官は必ず出席すると決まったものではありません。
3. 門馬会長が示した用地補償の地代と地上権価格を比較した図面「本書に写真掲載」のマスコミの写真撮影を後方にいた環境省職員が「撮影はやめて」と発言し撮影を禁止させた。
以前の同説明会でもテレビカメラを途中で禁止した言動があった。これに対して、当時の松崎総括調整官が、マスコミ公開のその場で今後に行わないと当地権者会に謝罪した経緯がある。
マスコミ公開での説明会であり今後はこのようなマスコミ公開を制限・禁止するような言動はやめて頂きたい。

【文書回答】

- 3 本説明会においては、主体である貴会の地権者の皆様の同意の有無が分からないため、主催者としては、今後以下のとおり整理し対応したいと考えております。
 - ・取材の自由を制限しないよう、身分を明かした報道関係者については、今後も説明会は公開とします。
 - ・貴会の地権者の皆様へ事業の説明を行う場になりますので、報道関係者が地権者より優先されることはなく、議事進行の妨げになるような行動については、ご遠慮いただくようお願いいたします。
4. 会員の質問・意見などの時間を長くとって頂く事を以前から要求している。今回環境省の説明時間が47分と異常に長かった。又コロナ感染防止の観点から2時間制限についても当地権者会として協力していた中で、会員の質問・意見の時間を十分にとる姿勢とは反対であった。
今後は以前から申し入れているように説明時間を30分として会員からの質問・意見・指摘等の時間を十分にとって頂きたい。

【文書回答】

- 4 当日のタイムスケジュール及び貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」からも時間は十分確保されていたと判断しています。
なお、本説明会は、事業に関する説明会であって、用地の補償方針に関する団体協議の場ではありません。

【一部 質問・意見等と口頭回答】

5. 説明資料3頁の用地契約状況「10月末時点」で契約済みの方78.2% (契約済面積79.9%) 以外の21.8%契約していない方、地権者はこういった意図で遅れたり、契約をしていないのか。

またコロナ禍での環境省用地交渉に行きにくいなどもあるのか、地権者と環境省双方の理由を教えてください。

「環境省服部総括課長官口頭回答（藍色）」（氏名省略口頭回答のみ記載）

口頭回答：契約していない方がたの個別の状況はなかなか話しにくいところもある。

例えば事業について残念ながら協力頂けない、事業に対して反対の方もいる。

また時間が経っていることもあり、中身の所は時間が経っており調整に時間がかかっているところもある。またそれ以外の共有地の部分の所もある。相続の関係でなかなか相続人の方と話ができないところもある。他にも話しにくい例えば住民の方の共有地だったりとか住民の方に相続人がいなかったりとかはすべての方が同意を得られるまで契約に至らない場合もある。その方々に対してはやはり丁寧に対応していく考えだ。

また、コロナについて地権者の皆は今の時世でちょっとというところが無いわけではない。環境省として消毒やマスクで進めているが、それも皆さんの意向に沿った形で対応している。

どうしても時間がかかっている部分もあるし、定期的に進めている感蝕は持っているが環境省としては引き続き丁寧に対応していく。

【文書回答】

5 口頭回答のとおりです。

再質問 とすると21.8%の方が売らない又は地上権契約しないという事は、2045年まで続く事業であるが、環境省としては契約しないという事なのか。

その売らない土地や地上権契約しない土地を除いて中間貯蔵施設1600haの中で運用するという事でいいのか。その方々が土地の協力「地上権・売却」しないという事でも事業には何ら問題や支障がないという事で解釈してよいか。

再口頭回答：反対などで契約をしないままに2045年になってしまう。そういった場合事業に支障がないかについては、環境省として契約をして頂きたい思いに変わりはない。

また、今発生しているものは今の状況で貯蔵できると考えているが、これから拠点区域外のものが進むと政府の方針で進む。そちらに実際どのくらいの量が出てくるのか、どういう形でやるかは内閣府で考え見積もりしていると思うが、その結果を見て環境省も検討しなければならない。

そちらについて現時点で何かとは言いにくい状況である。なので、今の時点で伝えられるのはすべての土地について契約をさせて頂きたい考えに変わりはない。

【文書回答】 5 再質問 口頭回答のとおりです。

6. 説明資料26頁「搬入した除去土壌等の種類と濃度の分布」には除去土壌等2万ベクレル超4.9%とあるがどの辺の地区から搬入したものなのか、双葉郡か。また双葉郡以外のほかの地区から搬入したものなのか、その辺まで含めたきちんとしたデータがあれば示して頂きたい。

口頭回答：説明資料26頁の4.9%2万ベクレル超はどの辺の物かは今手元に（資料が）ないが、基本的にどこの地区という事ではなく福島県の各地から持ってきている。

ただ一般的な話になるかもしれないが、帰還困難区域の除染や復興再生拠点の除染のほうが比較的高いという傾向があると考えている。

【文書回答】

6 20,000Bq/kg超の除去土壌は、双葉郡内からの除去土壌が9割を占めております。

7. 説明資料45・46頁「双葉③工区放流水中の溶解性マンガン(1)(2)」を見て心配なことがあった。マンガンの量が増えているとの記載があるが、マンガンは増えていくと爆発の可能性があるのではないか。これは数溶液「溶解性」だが粉末の物が入っていると 7, 3「45頁追加モニタリング⑦」とあるが、それ以上増えてくると爆発の可能性があると思うが如何か。非常に怖い。

口頭回答：一般的には飲み水に関しては規制がある。例えばいま10mg/L でこちらは法的な制限がされている訳ではない。本事業を進めるために自主的に作った指針である。これが増加するから人体に影響を与えることはないと考えている。他方でこの数字が落ち着くのかというと、そうではなくむしろ増えていく可能性もあると環境省として考えている。そのためにはアルカリ凝集沈殿の設備を新たに追加していきたい。また雨が多い時期に関しては、結果として薄まるので、冬季の時点でしっかりと設備を設けるなど対策を講じて数字を下げていきたいと考えている。

【文書回答】

7 金属類の粉末が原因となる爆発について、時折事故の報道等に触れる機会があるものと思料しますが、本件の溶解性マンガンにつきましては、土壌中に含まれているものの一部が浸出水中に溶出しているものであり、処理水中で溶解性の状態にあることから、爆発等の可能性を懸念する状況にはないものと考えています。

再質問：昔勉強した記憶ではマンガンはアルミニウム等と合体すると爆発的な化学反応を起こすと思う。数値が13mg/L 以上になると爆発すると思うので、マンガンの濃度に関しては非常に気を付けてほしい。私の取り越し苦労ならいいが、爆発をしたら大変なことになるのでマンガンに関しては、軽薄に考えないで気を付けて頂きたい。怖いので対策をよろしく願います。

再口頭回答：環境省としても一度だけではあるが、数字を超えてしまったので今後こうゆう事が無いようにしっかりと対策をしていきたい。

【文書回答】

再質問 7の回答と同じになります。

8. 説明資料6頁「主な施設の配置図」についてだが先日「クリーンセンターふたば」の再開チラシを頂いた。今までの説明会でも「クリーンセンターふたば」については質問・意見などを何度か話しており、懸念・不安があり「どうなのか」と思っている。今回同配置図には示さなくてもいいものなのか。富岡と檜葉のエコテック(特定廃棄物処理施設)も示していないのか。それと同じ考えか。

震災前は双葉広域圏でと理解しているが、今回のものは放射能特定廃棄物が付加されたもので、富岡の方がいっぱいになり、将来処理が困難になるので、という説明は受けたことは理解できる。今後も除染解体物が進む事により、どんどん増えてくるので不安であり前回そのことは質問した。

ただ広報という点でもこの「クリーンセンターふたば」が同配置図に組み込まれないと、大熊町の町民もまだ理解していない方がいる。同じ町内にいても私ら地権者と、受け取り方考え方がそれぞれ違うように、この事を分からない方が多くいるので私がお話をすると、あ、そうなの、それはおかしいではないかの方もいる。これが現状であり双葉町も近隣であり、あと広域として双葉郡の

問題でもあり、福島県の問題でもある。

このチラシには最終的に10年間は埋め立てしてから、掘り起こすと書かれている。

本当にそんなことができるのかと逆に思う。いま特定復興拠点内外で少しずつ復興させ、帰還住民も戻るような環境になってきている。こんなことが分かったら町民の方々はまた大丈夫なのかと不安になる材料である。なので、環境省においてこの配置図に記載して町民・地権者などに周知をするのが、環境省の役割・使命だと考える。(同センター住所:大熊町大字小入野字東大和久183-3)

口頭回答:配置図に記載がない点は、環境省(組織)の縦割りが(原因である)であるので、今頂いた意見を参考にさせて頂きたい。

場所は説明資料6頁「主な施設の配置」の大熊②工区の一上上の矢印と同③工区矢印の間白い分のあたり。持ち帰り検討する。知っている方と知らない方がおり、環境省としてしっかり周知していくべき意見は貴重でありその通りで環境省として持ち帰る。

【文書回答】

8 施設配置図への「クリーンセンターふたば」の記載について、貴重な御意見として参考にさせていただきます。また、御指摘のチラシに「最終的に10年間は埋め立てしてから、掘り起こす」旨の記載はありませんが、いずれにしても「クリーンセンターふたば」における廃棄物の埋立処分については、クリーンセンターふたば環境安全委員会における説明や環境省HPでの情報提供を引き続き行ってまいります。

9. 1つ特定区域内の除染を内閣府はいつまで決定するのか

口頭回答:政府の説明は2020年代にかけて帰還意向の確認をしていくとしている。現時点において内閣府においては現時点で決まっていないうし、それがいつまでかはまだ答えられない。

環境省としては責任を持った回答はできない。現時点で内閣府はそういう状況と考えている。

なので、政府の方針は2020年にかけてと書いてあるのでそのまま受け取るかは個別事情もあるが、現時点でいつまでかは決められない状況ではないか。

【文書回答】

9 特定復興再生拠点区域外の除染については、現在復興庁・内閣府を始めとする関係省庁で具体的な制度等の検討が進められており、いつまでに決定するかについて、現時点でお答えすることは困難です。

再要望等:最初の質問は県外最終処分場の決定は汚染土壌の量が確定しないとできないという事であり、今の話は非常に無責任な話だ。

これは内閣府の話になるが、量が決まらないうし最終処分場の問題と密接に関係してくるので聞いたが、これは内閣府だから分からない話は環境省がそうしか答えられないのは理解するが、国全体で考えれば県外最終処分場は国が約束したことであり、そこを環境省は国(内閣府)に対して毅然として申し入れをしてほしい。(ジェスコ法改正は環境省)

再口頭回答:この後また福島県外最終処分場について説明する。

【文書回答】

再要望等 中間貯蔵開始後30年内での県外最終処分は、国としての約束であるとともに、法律

(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)にも規定された国の責務です。内閣府をはじめ、政府内の関係省庁とも連携して取り組んでまいります。

10. 昨年11月第9回説明会での資料10月末時点の用地状況と少し増えているがほとんど変わっていない。先ほど、引き続き用地契約をしていきたいとの説明であったが、環境省の組織は用地補償1課と同2課が一つになっているが、交渉要員は全体で何分の一ぐらいになったのか。

用地補償についてはこの項目外なので後で質問する。

口頭回答:昨年と比較し余り増えていないとの指摘だが、用地の状況について実際は用地の情勢ということで進めているところだ。

交渉要員全体の人数はその通りで一番多いときは3課100人いたのは事実であり、現在は(1課で)30人程度である。これは用地(契約)の進捗が進んできたことではなく、環境省として用地取得や輸送用地整備など様々な事業をすべて並行して進めてきているので、配置できる要員(数)も税金で動いているので、人数も限られた中で最大限の要員配置をフレキシブルに対応している。

今後も柔軟な対応の予定であり、行政であるので、決められた要員の中で動かざるを得ない。

用地の方針は、変わりはないが人数は今後も柔軟に対応していくことが必要である。

【文書回答】 10 口頭回答のとおりです。

再発言:交渉要員30人程度は理解した。

《5分間喚起・休憩》

【二部 質問意見等と口頭回答】

11. 中間貯蔵予定地の線引きを双葉町に確認しても意見が違うので環境省にも確認を取りたい。旧役場の東の道路から双葉厚生病院に行く道があるが、それから東側は中間貯蔵予定地であるが、その中間貯蔵施設の区域の線引きが、どこからかがはっきり双葉町の方でも分からない。もともと農道だったが、町でその農道を拡幅し町道にして中間貯蔵の大型ダンプが通っている。その農道から町道に変えた所まで中間貯蔵施設の区域に入っているという説明が双葉町から最近あったがその通りなのか。そこをはっきりしてほしい。

追加要望:環境省の文書回答では具体的な場所を示した地図で示して頂きたい。



(説明資料6頁の対象エリア)

口頭回答:中間貯蔵施設の予定地の設定について双葉町の所は町道337と338があり337の北側部分には何筆か横並びにあり、そこまでは中間貯蔵施設の区域であり、具体的には今手元に資料がなく、その境は私もちょっと現地に行った訳ではないが、ちょうど水路があるあたり、農業用水路の南側の一段の場所から同区域になっているとの認識だ。具体的な話はまた(後日)したい。

私の認識で違うところがあるかもしれないので(福島環境)事務所の方に持ち帰りたい。

【文書回答】「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則第三条二抜粋」

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）

（中間貯蔵に係る福島県の区域）

第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。

一（略）

二 双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地

ロ〜ル （略）



再質問:今の水路の手前なのか、ダンプが通っている町道なのかそこが聞き取れず再確認する。

再口頭回答：水路から南側、水路が東西に走っている処、水路の南側が中間貯蔵施設の区域で、それは水路から離れたところでなく、ちょっと内側が区域である。

要望：それ最近町に説明したので、双葉町にこれ違うと言ってほしい。

門馬会長にも出しておいてほしい。双葉町と門馬会長に出しておいて頂きたい。

口頭回答：町の方に確認しておく。

【文書回答】 なし

12. 説明資料17の減容化施設は一応32年度に終わる表示の看板がある。その焼却施設の一日に燃やす事ができる量が記載してあるが、これは日曜日が入っているのか。それとも、日曜日が入らない数字で一日何トンとの記載なのか。それに対して説明資料の焼却灰とばいじんの量が一致するのか、まったく見当な数字(想定)なのか教えてほしい。

口頭回答：基本的に日曜日は入っていないが、ただ点検で止まっているときもあれば、決まっていないのかではなく、動かせるときは動かしている。ほかの施設例えば分離施設は昨日、土曜日はほとんど動いていない。ちょっと前までは土曜日を含めてしっかり稼働していたが、なるべく動いていない状況になっている。なかでは減容化施設を含めて動いているところはある。

止まっていると聞いているのもある。毎日の処理量は別の資料であるが、えていきたい。何日であるとかそういった記録はしている。ただ先述の通り定期点検やトラブルがあれば変更してしまうので、定期的に同じ状況ではない。それは1日いくら燃やすとか、処理するとかの詳細はこちらの資料に改定できればいいと思う。次回説明会以降そういったところを反映させて貰えればと思う。

【文書回答】

12 説明資料17には、施設の1日あたりの処理能力を記載しています。処理するにあたり、その稼働日に日曜日も含まれています。説明資料18には、運転開始からこれまでの処理量及び放射性物質濃度の範囲を示しています。

13. 前から話しているばい煙が黒煙出ても双葉町では水蒸気だとの説明だが、黒煙が水蒸気だという話は聞いたことがない。水蒸気でごまかさないでほしい。「前回説明会記録に写真掲載」

口頭回答：なし。

【文書回答】

13 煙突から排出しているものは水蒸気であると認識しています。仮設処理施設からの排出ガスは、運転開始から常時監視しており、現在まで、ばいじんの排出基準値を超えたことはありません。

14. 説明資料57頁県外最終処分場の説明は昨年の説明と同様なので期待外れでがっかりした。

最終処分場の具体化は2025年度からであると記載だが、2年数か月後で環境省担当者は異動でいなくなり、次の方が担当になる。なので、これについてきちんと説明をした担当者が特例として、2025年まで異動させないで残って具体化まで取り組んでほしい。これが非常に大事なことだ。

口頭回答：期待外れはとは残念であるが、遺漏の無いようしっかりやっていく。

【文書回答】 14 口頭回答のとおりです。

15. 最終処分場について個人的な意見を言う。最終処分場の取り組み、これは国として一つの都道府県を対象にやるのか。それとも複数県を考えているのか。私は複数の都道府県を対象としたほうが良いと考える。その複数県の中で国有地が入っている土地がよい、個人の土地、市町村の土地ではどうしても、その市町村民・県民から反対を受ける。国有地だと反対の理由もないので国有地に搬入する。それと県外の東京電力の社有地に搬入が良い。これは東京電力福島第一原発が起こした事故なので、そこに搬入することが良いというのが個人的な意見である。どうであるか。

この事を国でキチンと議論して国の方で決めて頂きたい。これは議事録に残るので、環境省の議事録の担当者はきちんと記載しておいてほしい。強く求める。

口頭回答：私自身なんとも申し上げにくいですが、理解頂きたいが、私自身個人的な話だが、この事業、仕事すごく遣り甲斐をもってやっている。福島復興のためでもあるが大熊、双葉のためでもあり何が出来るか、できることを一つでもやっていきたい。そういう考えで、やっている。町の地元の皆さんの大切にしてきたものを大切にすることができる限りのことをやっていきたい。権の思いは個人的ではあるがその考えは伝える。

2点目、環境省として今皆さんの前に(県外最終処分場は)ここでやる、あると示せる状況ではない。まさに頂いた意見を含めてしっかりと議論していきたい。1か所か複数かだが、複数の個所であればどういった形で処分していくかという事になる。あとは減容と再生利用で濃度の低いのは再生利用したいのが環境省の考えである。濃度の低いものであっても高いものであっても減容、量を減らしていくというのは先ほどのばいじん設備もそうだがあれは濃度の高いものであるがセシウムを取り出すことによって、ばいじんの通常の処理が可能となる。そういったこともできる。そういったときには通常のばいじんであるが県外に搬出されていく。それは隣の県かもしれないが、その1つ先の県かもしれない。それは広域の処理になると環境省として考えている。

また県外最終処分場にあたって一か所1千万㎡の土地を探すと捉えるべきか、または複数に分けてやっていくべきか、そういった処は異論があると思う。環境省とは直接は関係がないが一部メディアで今年報道されたと思うが複数で分け合うべきだといった事が一部あったと認識している。

そういった様々な意見を踏まえて環境省として何が出来るか、どういった形でやっていくべきかを本省を含めてしっかりと議論していきたい。

【文書回答】

15 環境省では、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、飯館村等での再生利用の実証事業や除去土壌の減容等の技術開発、理解醸成のための対話フォーラムの開催等を実施しています。また、2024年度までに、最終処分場の必要面積や構造について、実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしています。その上で、2025年度以降に最終処分地に係る調査検討・調整などを、それまでの取り組みの成果を考慮しながら、進めていきたいと考えています。

再意見：このような議論をすることで建設的な意見が聞ける。なので、私共からもきちんとした意見を言う、そして国の方からもきちんとした意見が聞かれる。これが公平な会議だと思う。

ですから今後ともよろしく願います。

【文書回答】 なし

16. 私の土地はどうなるのかと気にかけていたところで事業が進んでいるのは理解できた処である。まず減容化の技術開発で以前高度分級をやっていたが、現在それはどうなっているのか。

口頭回答：減容技術の高度分級だが、以前はやっていたのはその通り。分級で粒形の大きいのと小さいので分けることで濃度の差をつけるのは確認をした。簡単に言うと大きいのは高くなく細かい砂みたいのは高くなる傾向が分かった。それを分けることで分級とした。実証してやった結果は当然その差が出るのが分かった。さらに高度分級で砂に近い粒子の細かいものをさらに高度に分級できないか、例えば水の中に入れそこからセシウムを土から剥がすことができないか、を高度分級で実証した。効果は得られたが、思ったほどは出なかったのが正直なところである。ただ、効果自体は出ているので、高度分級を行うことによってさらに除染土壌の減容再生利用が可能になることは考えられる。これを含めて高度分級といま含めて様々なものを組み合わせていく事をこれから2024年度に向けてしっかりと作り上げていきたい。こういったものを重ね上げる事によって2024年度以降、減容再生利用がスムーズにいけることをしっかりと考えていきたい。

【文書回答】

16 2018年～2019年度に中間貯蔵施設内において実施した分級処理システム実証事業において、「高度分級処理」により、シルト・粘土(75 μ m未満)、砂(75 μ m～2mm)、礫(2mm以上)に水の中で高速に回転させるなどして粒度の大きさと分離することで、元の土壌と比べて放射能濃度を約25%程度まで低下できることを確認しました。

2024年度に分級を含め基盤技術の開発を一通り完了することを目指し、引き続き減容・再生利用に係る技術開発を進めていきます。

17. 国民的な理解醸成という事で除去土壌等を用いた鉢植えなどの設置とあるがこれは環境省の中に何鉢か設置しているだけだが、理解を醸成するのであればもっと人目に触れる処、活動できる場所にいっぱい設置して理解を広めてほしい。

口頭回答：理解醸成の鉢植えは環境大臣室含めて確か8か所くらい置いている。8か所は全て環境省建物内だが、それ以降順次拡大をしており、自民党本部や公明党本部、総理官邸にも置いており、他省庁の部屋にも置いている。また新宿御苑にも飾っている。様々な場所に拡充している。ただ観賞用としてのインパクトは当初あるかもしれないが慣れてきてしまう事もある。そういった事も含めてたくさん設置していくのとは別の形で一般の方に見て頂くこと様々なことを考えていきたい。因みに今環境省で鉢植えとは別に花壇というか大きな鉢植えというイメージだが作っている。花壇の上には花も咲いているがそういったものは、今一般の人が出入りする所に設置している。そういったものを積み重ねてやっていきたい。もちろんこれだけですべての量がはけるとい訳ではないので、一般醸成活動としてまた違った取り組みで、さまざまな検討をしていきたい。

【文書回答】

17 除去土壌を用いた鉢植えについては、環境省内に設置しているほかに、総理大臣官邸、復興庁、経済産業省を始めとした関係省庁や新宿御苑等、合計17施設22箇所(プランターを含む)に設置し、今後も数を増やしていくことで、政府一体での除去土壌の安全性を発信していきます。

18. 事故関係だがまずは巻き込みの事故は大熊一工区で以前同じような、まったく同じではないが最初の死亡事故でそれを繰り返しているのはなぜなのか。あの時かなりダメージを受けてみんなが真剣になって再発防止に努めていたと思うが、同じようなことを繰り返してしまったという事で、中間貯蔵施設への搬入に関してはほぼゴールが見えて来ている。この中でこのような事故を起こすという事は本当にあともう少しなので慎重に取り組んで、あと一人の死亡者も出さないという事でやって頂きたい。事故についても同じような事故を何回も繰り返してやっている。

本当にゴールが近くなって大きな事故を起こさないように肝に銘じてやってほしい。

工期が多少遅れようがそれは本題ではない。人命最優先で取り組んでいただきたい。

口頭回答：繰り返し事故が起きている点ご指摘ごもっともであり、環境省としてもしっかり対応していかなければいけないと考えている。今回の死亡事故はこれまでの事故を検証しルールを作ったが、そのルールを一般作業員が残念ながら守って頂けないのが原因である。それとヒューマンエラーも関係している。環境安全委員会でも多数の委員から指摘を頂いている。委員には実際に現地を見て頂き対策を進めている。実際先ほどの指摘の通り次があってはならないので、二度と起こさない。一般的な事故も起こさないようにしっかり実施していく。環境省として受注者にやれというだけでなく私共も実際現地に行って指導し監視する必要があるのではないかと、そういったことを重ねてきている。一つの取り組みとして夜間の応援パトロールを環境省の職員が行っている。

次はないというしっかりした強い決意をもって事故予防の対応をしていく。

【文書回答】 18 口頭回答のとおりです。

19. 今回の死亡事故だが、なぜ23時53分の夜中に仕事をやらなければならないような、仕事が忙しく、ルールを守らなかったのではなく、(作業員は)過度な工程管理、作業指示があったので、午前0時近くで(守りたくても)守れなかったのではないか。その辺は検証したのか

口頭回答：いま現在は変わってきているが、この事故発生6月の時点では、前田JVが3方作業をしていた。3方とは1方は朝から夕方まで2方は夕方から夜まで3方は夜から朝までの3交代制を取っていた。朝方の方は朝方の除去土壌を処理する1方目、夕方から夜は2方目で3方目の方は清掃に特化した形であり、夜から朝にかけて作業を行っていた。今の指摘「過度でなかったのか」だが、環境省としても夜やるのがダメという事ではないが、もっと作業員の皆さんの現場の声をしっかり聞いたうえでやってほしいと強く訴えた。今現在やり方が変わったりして、一つ作業員の方々の意見としても追加して対応して、例えば土曜日の作業をやらなかったとか、そういった一つ一つ現場の声を反映するような形で対策を講じていくことを行っている。ただ質問に答えると夜になったのは清掃作業であり受注者と環境省で協議して作業を回していた。これらを含めて改善できるところは改善していきたい。

【文書回答】 19 口頭回答のとおりです。

20. 前回、昨年11月第9回説明会の記録を録音録画に基づいて質問・意見などを併記して作成し、環境省に送付した。また当地権者会のHPにも掲載している。

これに対する間違いなどの環境省としての指摘はあるか。

口頭質問：今年2月環境省回答に対してか。

【文書回答】 20 当方から回答はありません。

再確認: そうではない。環境省の回答は納得できない部分があっても環境省の回答である。当地権者会で送付した文書の中で訂正を含めて指摘事項があるかと聞いた。

今時点で指摘はないので環境省からの指摘はないと理解をしているがそれでよろしいか。

再口頭回答: 去年頂いた文書について何か訂正を求めるとかという事は何も考えていない。

再々確認: それでは間違いがないという理解をする。分かった。

再々口頭回答: なし。

【文書回答】 なし

21. 「下記比較表を服部課長に手渡し」これは前回説明会で齋藤前調整官(中間貯蔵施設用地担当)に上の3つ「憲法・土地収用法・要綱(用対連基準・細則)」を提示し「この通りです」との口頭回答を得ている。

今回提示した(下記)比較表は各先生方から下段3つも同じと指導を得「不動産鑑定評価に関する法律・不動産鑑定評価基準・地方自治法」を追加した。この比較表について異論があるか。

【憲法29条の正当な補償が土地収用法72条と要綱19条の地代補償との関係は下記比較図である】 2022年4月10日
注: 土地価格を100円/㎡と仮定し用対連基準細則11の6%を乗じ土地使用補償額を6円/㎡とした 30年中間貯蔵施設地権者会

法律等	憲法	土地収用法	要綱(用対連基準・細則)
土地使用補償	正当な補償	相当な地代	正常な地代
基準細則11	6円 =	6円 =	6円
補償名	正当な補償	相当な価格	正常な価格
土地価格	100円 =	100円 =	100円
法律等	不動産鑑定評価に関する法律	不動産鑑定評価基準	地方自治法237条2項
土地使用価格等	土地価格等の適正な価格	正常賃料	適正な対価
基準細則11	6円 =	6円 =	6円
補償名	土地価格等の適正な価格	正常な価格	適正な対価
土地価格	100円 =	100円 =	100円

【なぜ同じ補償か、それは公共事業に協力した地権者が他で土地を賃借または買収により地権者の元の生活「生活再建」ができることを目的としているからである】しかし、環境省の地上権・地上権価格では正常な地代で30年間の生活再建ができない。したがって、環境省による地上権・地上権価格は憲法第29条の正当な補償ではなく憲法違反である。

口頭回答: 今現在手元でこれを見た事が無いので即答で求められても難しい。

【文書回答】 21 当方から回答はありません。

再確認：前回昨年11月の説明会記録を見ていれば理解(と回答)頂けると思ったが、これを否定できる方はいないと思う。今の時点では分からないという事でよろしいね。

追記：補償の公正・公平と生活再建が重要なポイントであり、環境省がこれを否定するなら根拠も含めて示していただきたい。

口頭回答：なし。 質問者：はい(分かった)

【文書回答】 なし

22. 前々回2020年第8回の説明会に於いて「地代累計額が土地価格を超えるのは憲法違反だ」との間違った主張を齋藤前調整官がして、(当地権者会も含めてその誤りを正した結果)前回2021年第9回の説明会で事実上齋藤前調整官が撤回をしている。

それを含めて先ほど前回説明会の当地権者会作成議事録の間違いと訂正がないかと確認した。環境省に記録(質問等書面)を提出してから大分時間が経過しており、環境省から指摘もないのでその通りとの理解をした。

口頭回答：なし。

【文書回答】 22 当方から回答はありません。

23. 今までも今後も当地権者会は憲法と土地取用法と損失基準要綱に基づいた主張をしていく。環境省は要綱19条に書いていない地上権を環境省独自でやっていく主張だが、平成28年4月5日付環境省回答の土地価格は「事業主体や事業目的によって異なる取り扱いをすることはできず、公共事業の各事業者が等しく要綱の適正な実施を行うこととされています。」とあるが、中間貯蔵施設の土地使用補償は地上権価格であり要綱の適正な実施ではないではないか。

口頭回答：なし。

【文書回答】 23 これまでに回答しております。

24. 損失基準要綱19条の条文「地代」が根拠であるにも拘らず、平成29年9月6日付環境省回答書には「考え方」と書いている。「根拠は変えられない」が「考え方は変えられる」から、書き方を環境省の解釈で変えられるように要綱の解説書の趣旨の「根拠」を「考え方」変えたのではないか。

口頭回答：なし。

【文書回答】 24 当方から回答はありません。

25. 追記：「根拠は変えられないが考え方は変えることができる」この日本語の解釈に誤りがあるか。

【文書回答】 25 当方から回答はありません。

26. 当地権者会は、地代はいくらが妥当かと価格については主張していない。

適正な日本のルール「要綱19条の地代」を適用してほしいと申し入れている事は理解しているか。

【文書回答】 26 23の回答と同じになります。

27. 4年半の仮置き場の地代累計額は850円(田・㎡)だが、30年間の地上権価格は840円である。2012年からスタートしている仮置き場はそろそろ10年になるので、平米189円(田)なので地代累計額は1890円になる。30年間の地上権価格は840円で変わらない。(今年度は630円)

850円と840円の比較から時間の経過とともに1890円と840円という比較になる。

中間貯蔵施設と近い仮置き場は6号線を挟んで西側にも、熊川を挟んだ南側にもある。

環境省は仮置き場と中間貯蔵施設の土地使用補償額、これを公平な補償と判断しているのか。

口頭回答:なし

【文書回答】 27 23の回答と同じになります。

28. 先ほどの環境省の説明、内閣府の帰還困難区域解除の見通しを入れて考えると、仮置き場の原状回復では大体1年程度要しているのので、2030年まで仮置き場を想定すると18年間の仮置き場の地代累計額は3402円(田・㎡)で30年間の地上権は840円(田・㎡)となる。

更に時間の経過とともに更に不公平な補償となるが、環境省はこれを公平な補償と考えているのか。

口頭回答:あの方、用地の補償方針に関しては、環境省は答えられない。

本日は中間貯蔵施設の説明会なので、県外最終処分場や事故などを説明し、質問を受ける。

用地の内容の補償内容は昨年も文書で答えたが、今まで6年間46回にわたって、話をしたが、平行線になっていることは残念なことだ。

それについて環境省として話をする事、やれる事はなく、用地補償はこちらで答えることはない。

【文書回答】 28 23の回答と同じになります。

再指摘:前回説明会で団体交渉について交渉しないとの環境省の主張だったが、説明会の中では用地補償についてもこちらが聞いた事は回答し文書でも回答するとのことだったが如何か。

再口頭回答:そこについて環境省として今伝えた通りだ。

【文書回答】 なし

29. 環境省は用地補償について毎年不動産鑑定評価書や意見書を依頼し継続的な取り組みを行っている。その新たな不動産鑑定評価書などについても答えないということか。

事業開始時の地上権価格は土地価格が30年後50%から100%になると想定した不動産鑑定評価などに基づいて環境省が判断したものであり、時間の経過により近傍類似の土地取引や土地賃貸事例も変化していく状況を公共事業の事業主である環境省は毎年度検証し地権者に説明する責任がある。従って、いまの事業者環境省としての発言は事業者責任を放棄したとしか取れない発言であり、許すことはできないので発言を撤回した回答を求める。

口頭回答:私どもとしての回答は変わらない。

【文書回答】

29 これまでに回答しております。

再指摘:それは服部課長の考えか。関谷所長の考えか。

口頭回答:誰かと言う事でなく、組織としての考えだ。

【文書回答】 29 再指摘 29の回答と同じになります。

30. 令和4年度分の不動産鑑定意見書でいうと環境省は原発事故等格差修正率・時点修正率・地上権割合の3つを依頼し受領している。この中で時点修正率では概ね±0と出ている。これについて環境省がどのように判断したのかを聞く予定だったが、コロナ禍の時間制限から本日はやめるが、この質問に対する文書回答を求める。

口頭回答:考えは同じだ。

【文書回答】 30 これまでに回答しております。

追加質問:30. 質問の3つの意見書「原発事故等格差修正率・時点修正率・地上権割合」は2011年3月の東日本大震災及び福一原発事故のその後現在「意見書の評価時点」までの近傍類似の土地価格並びに土地賃貸借事例を参考としているか。

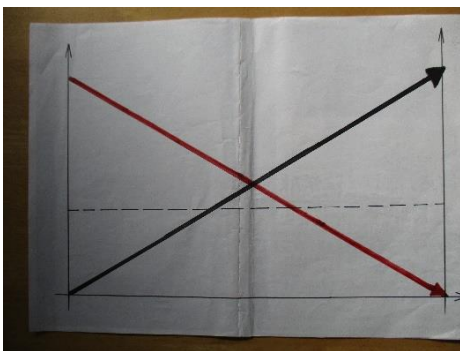
また環境省は同意見書を判断するに際し同じく近傍類似の土地価格並びに土地賃貸借事例を踏まえているか。

【文書回答】 30 追加質問 これまでに回答しております。

31. (横の点線は土地価格、黒矢印は地代累計額の推移、赤矢印は地上権価格の推移を示した「下記比較図」を環境省と会員とマスコミに提示たうえて)「環境省の後方にいた係から撮影はやめてくださいの発言あり」中間貯蔵施設事業は2045年3月12日迄まで続く事業である。

(そこまで用地補償は続くので、事業者としての説明責任は当然にある。)マスコミ公開の場でもあり公の場で用地補償の説明をしないというのは、しないという事ではなくて、【できないという事】なのではないか。

またそれは事業者としての責任放棄であるとは思わないか。



(出席者全員に提示した地代累計額と地上権価格の比較図)

口頭回答:なし。

【文書回答】 32 当方からの回答はありません。

32. それでは、服部課長が説明した今日の内容もまるっきり信用ができないということになる。先ほど建設的な意見を話したが、認めることはできない。

(総括調整官及び用地調整官が欠席で)代理なので言えるのではないか。

口頭回答:なし。

【文書回答】 32 当方からの回答はありません。

33. 用地調整官や総括調整官はなぜ本日欠席なのか。

口頭回答：冒頭の話の通り体調不良があったためだ。「用地調整官の欠席理由の回答なし」

私の答えは私個人ではなくて、既説明の通り組織としての回答だ。

【文書回答】 33 2の回答を参照ください。

以上

【環境省文書回答】2023（R5）年3月10日付け「簡易書留で3月11日届く」

令和5年3月10日

30年中間貯蔵施設地権者会 様

環境省

2022年12月27日付け貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」に対する回答について

- 1 西村大臣宛てに頂いた要望書について、西村大臣からは、「環境省の取組について御理解いただけるよう、丁寧に説明を行うように」との回答をいただいています。
- 2 本説明会は、平成29年7月合意の事業に関する説明会になります。用地担当調整官は必ず出席すると決まったものではありません。
- 3 本説明会においては、主体である貴会の地権者の皆様の同意の有無が分からないため、主催者としては、今後以下のとおり整理し対応したいと考えております。
 - ・取材の自由を制限しないよう、身分を明かした報道関係者については、今後も説明会は公開とします。
 - ・貴会の地権者の皆様へ事業の説明を行う場になりますので、報道関係者が地権者より優先されることはなく、議事進行の妨げになるような行動については、ご遠慮いただくようお願いいたします。
- 4 当日のタイムスケジュール及び貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」からも時間は十分確保されていたと判断しています。

なお、本説明会は、事業に関する説明会であって、用地の補償方針に関する団体協議の場ではありません。
- 5 口頭回答のとおりです。

再質問 口頭回答のとおりです。
- 6 20,000Bq/kg超の除去土壌は、双葉郡内からの除去土壌が9割を占めております。
- 7 金属類の粉末が原因となる爆発について、時折事故の報道等に触れる機会があるものと思料しますが、本件の溶解性マンガンにつきましては、土壌中に含まれているものの一部が浸出水中に溶出しているものであり、処理水中で溶解性の状態にあることから、爆発等の可能性を懸念する状況にはないものと考えています。

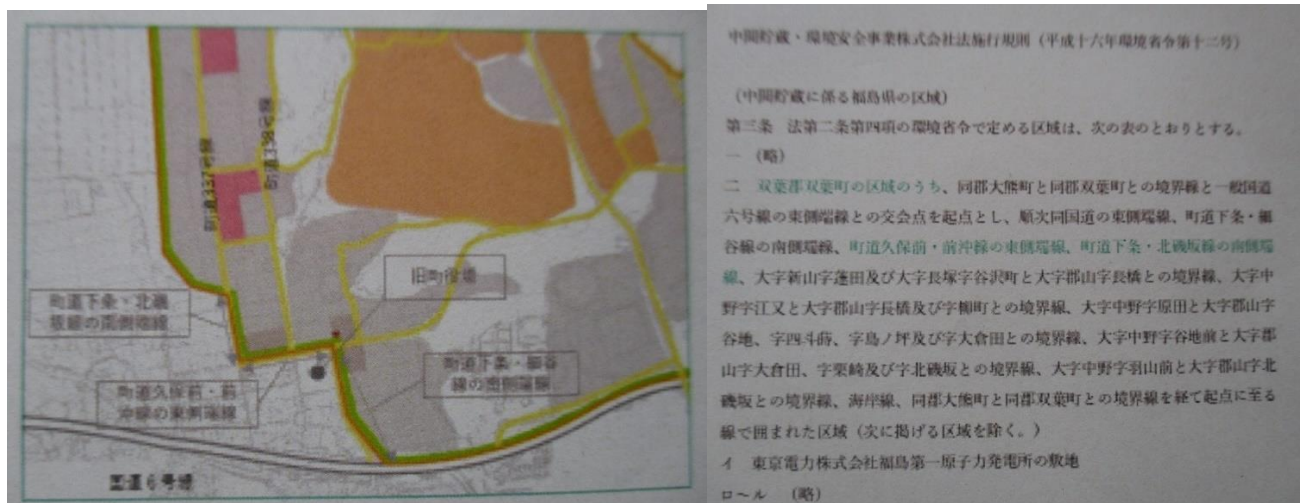
再質問 7の回答と同じになります。

- 8 施設配置図への「クリーンセンターふたば」の記載について、貴重な御意見として参考にさせていただきます。また、御指摘のチラシに「最終的に10年間は埋め立てしてから、掘り起こす」旨の記載はありませんが、いずれにしても「クリーンセンターふたば」における廃棄物の埋立処分については、クリーンセンターふたば環境安全委員会における説明や環境省HPでの情報提供を引き続き行ってまいります。
- 9 特定復興再生拠点区域外の除染については、現在復興庁・内閣府を始めとする関係省庁で具体的な制度等の検討が進められており、いつまでに決定するかについて、現時点でお答えすることは困難です。

再要望等 中間貯蔵開始後30年内での県外最終処分は、国としての約束であるとともに、法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）にも規定された国の責務です。内閣府をはじめ、政府内の関係省庁とも連携して取り組んでまいります。

10 口頭のとおりです。

11



12 説明資料17には、施設の1日あたりの処理能力を記載しています。処理するにあたり、その稼働日に日曜日も含まれています。説明資料18には、運転開始からこれまでの処理量及び放射性物質濃度の範囲を示しています。

13 煙突から排出しているものは水蒸気であると認識しています。仮設処理施設からの排出ガスは、運転開始から常時監視しており、現在まで、ばいじんの排出基準値を超えたことはありません。

14 口頭回答のとおりです。

15 環境省では、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、飯館村等での再生利用の実証事業や除去土壌の減容等の技術開発、理解醸成のための対話フォーラムの開催等を実施しています。また、2024年度までに、最終処分場の必要面積や構造について、実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしています。その上で、2025年度以降に最終処分地に係る調査検討・調整などを、それまでの取り組みの成果を考慮しながら、進めていきたいと考えています。

- 16 2018年～2019年度に中間貯蔵施設内において実施した分級処理システム実証事業において、「高度分級処理」により、シルト・粘土(75 μ m未満)、砂(75 μ m～2mm)、礫(2mm以上)に水の中で高速に回転させるなどして粒度の大ききで分離することで、元の土壌と比べて放射能濃度を約25%程度まで低下できることを確認しました。
- 2024年度に分級を含め基盤技術の開発を一通り完了することを目指し、引き続き減容・再生利用に係る技術開発を進めていきます。
- 17 除去土壌を用いた鉢植えについては、環境省内に設置しているほかに、総理大臣官邸、復興庁、経済産業省、を始めとした関係省庁や新宿御苑等、合計17施設22箇所(プランターを含む)に設置し、今後も数を増やしていくことで、政府一体での除去土壌の安全性を発信していきます。
- 18 口頭回答のとおりです。
- 19 口頭回答のとおりです。
- 20 当方から回答はありません。
- 21 当方から回答はありません。
- 22 当方から回答はありません。
- 23 これまでに回答しております。
- 24 当方から回答はありません。
- 25 当方から回答はありません。
- 26 23の回答と同じになります。
- 27 23の回答と同じになります。
- 28 23の回答と同じになります。
- 29 これまでに回答しております。
- 再指摘 29の回答と同じになります。
- 30 これまでに回答しております。
- 追加質問 これまでに回答しております。
- 31 当方からの回答はありません。
- 32 当方からの回答はありません。
- 33 2の回答を参照してください。

以 上